改正後	改正前
（準用） **第四十五条の八**　［略］ ［２～７　略］ ８　第三十五条の九、第三十五条の二十六及び第三十五条の二十七の規定は、モバイル網固定電話用設備について準用する。	（準用） **第四十五条の八**　［同上］ ［２～７　同上］ ［新設］
備考　表中［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（電気通信事業報告規則の一部改正）

第四条　電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　［略］ ２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～四の二　略］ 四の三　モバイル網固定電話　電気通信事業法施行規則第十四条第五号に規定する電気通信役務をいう。 ［五～二十六　略］ （電気通信役務契約等状況報告等） **第二条**　次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後一月以内（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、毎報告年度経過後二月以内）に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末（様式第一第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、当該報告年度末）の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの（以下「書面等」という。）により総務大臣に提出しなければならない。	（定義） **第一条**　［同上］ ２　［同上］ ［一～四の二　同上］ ［新設］ ［五～二十六　同上］ （電気通信役務契約等状況報告等） **第二条**　［同上］

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
［略］	［略］	［略］
ワイヤレス固定電話	ワイヤレス固定電話用設備を用いてワイヤレス固定電話を提供する電気通信事業者	様式第五の二
モバイル網固定電話	モバイル網固定電話を提供する電気通信事業者	様式第五の三
［略］	［略］	［略］

［２～８　略］

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
［同上］	［同上］	［同上］
ワイヤレス固定電話	ワイヤレス固定電話用設備を用いてワイヤレス固定電話を提供する電気通信事業者	様式第五の二
［同上］	［同上］	［同上］

［２～８　同上］